

再々評価調書

事業名	山田池公園整備事業				
担当部署	都市整備部 公園課 府営公園グループ (連絡先 内線 06-6944-9314)				
事業箇所	枚方市山田池公園 他				
再々評価理由	再評価後5年を経過した時点で継続中				
事業概要	目的	山田池公園は、山に親しむ公園として位置付けられ、北河内地域の中心的な風致公園として整備を進めている。北地区は山田池を中心に池周辺丘陵地の樹林や竹林などをできるかぎり保全して花菖蒲園やあじさい園などの見所を整備し、南地区は広大な芝生広場とせせらぎ水路を中心とする開放的なゾーンとして整備する。また、都市周辺の環境を保全する重要な水と緑のオープンスペースとして整備を図る。			
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定面積 75.2ha 事業認可面積 74.8ha (事業完了区域含む) ・造成工 約 65ha ・施設整備工 管理事務所・休憩所・便所等 ・植栽工 約 52ha 【主要施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・山田池 ・水生花園 ・花木園 ・展望広場 ・もみじ谷 ・芝生広場 ・川原広場 ・実りの里 他 			
	事業費	全体事業費 約 505.5 億円(認可約 501.9 億円)うち投資済事業費約 473.2 億円(内訳)調査費 約 6.1 億円(認可約 5.8 億円)(内訳)調査費約 4.8 億円 用地費 約 399.7 億円(認可約 396.7 億円) 用地費約 394.4 億円 工事費 約 99.7 億円(認可約 99.4 億円) 工事費約 77.3 億円			
	()内の数値は前回評価時点のもの	【事業費の変更理由】 事業費の変更なし	【工事費の内訳】 造成工 約 43.9 億円(約 43.7 億円) 施設整備工 約 37.9 億円(約 37.9 億円) 植栽工 約 17.9 億円(約 17.8 億円)		
	事業費の変動要因	【他事業者との協議状況】 特になし 【再評価時に予測した事業費変動要因の状況】 今後の変動要因なし 【計画変更の予定】 変更事業認可事前協議中(H22.3取得予定)			
	維持管理費	約 186 百万円/年 (約 300 円/㎡・年)			
	上位計画	・大阪府公園基本構想(H5.11) ・大阪府広域緑地計画(H11.3) ・「大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版」(H17.3)			
	関連事業	・公共建設残土処分地(山田池公園南地区造成事業 S60~H11) 公共残土 161 万 m ³ 受入 南地区基盤造成平成 11 年度完了			
事業の進捗状況	経過	事前評価時点(評価なし)	再評価時点(H15)	再々評価時点(H20)	分析
	事業採択年度	S46	S46	S46	大阪府財政再建プログラム案により事業費配分を見直したため
	事業着工年度	S47	S47	S47	
	完成予定年度	-	- (認可 H20)	- (認可 H25 延伸予定)	
進捗状況		用地:99%(認可99%) 74.6ha/75.2ha 認可74.6ha/74.8ha 工事:58%(認可58%)	用地:99%(認可99%) 74.6ha/75.2ha 認可74.6ha/74.8ha 工事:78%(認可78%)	H19 年度末開設面積 62.2ha H15~19 開設面積 16.8ha	
今後の事業進捗の見通し	・平成 21 年度には 4.5ha を開設予定。 ・今後も現況地形や既存樹木を利用した整備を行うことなどにより事業費の縮減を図りつつ、事業認可区域の完成を目指す。				

事業を巡る社会情勢の変化	事業目的に関する諸状況	事前評価時点	再評価時点	再々評価時点	分析
		「産業基盤の整備の遅れ、産業・人口の過度の集中、住宅及び公園緑地、下水道、し尿ごみ処理施設等の都市環境施設の整備の立ち遅れと各種公害の発生による都市環境の悪化」に対処するため、「大阪地方計画」(S37.5)が策定された。この「大阪地方計画」における大公園整備計画のひとつとして山田池公園を位置付けている。	大阪府広域緑地計画(H11.3)において、 ・五大水辺空間(河川臨海部) ・周辺三山系 ・中央環状緑地群 で構成されるみどりのネットワーク化の大規模公園のひとつとして山田池公園を位置付けている。 急速な高齢社会の進展、障がい者の社会参加意識の高まりなど社会状況の変化に対応して「大阪府福祉のまちづくり条例」が改正(H15.4)された。 「大阪府地域防災計画」において後方支援活動拠点に、「枚方市地域防災計画」において広域避難地に、山田池公園が指定されている。また、全国に先駆けて策定した大阪府防災公園整備指針(H11.6)大阪府防災公園施設整備マニュアル(H12.3)に基づき防災公園として整備を図っている。	変更点なし 高齢者、障がい者等の日常生活等における移動等の利便性等の向上を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行(H18.12)された。また、これを受けて公園施設の整備を行う際の具体的な指針として「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が策定(H20.1)された。 変更点なし	大阪における面的なみどりの充実の必要性を踏まえ、ネットワークのみどりの拠点である府営公園において、各公園の特性を活かした公園整備が必要。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行に基づく公園整備実施の必要性が更に増。 災害時における広域避難地や後方支援活動拠点となる防災公園として整備が必要。
	地元等の協力的体制		山田池公園内において公園の花壇管理を行う「山田池公園花のクラブ」や公園清掃のボランティアなど3団体約70名が活動中。また、障がい者や高齢者などの公園案内をするヒリングガーター(サポートボランティア)を養成中。	山田池公園内において公園の花壇管理を行う「山田池公園花のクラブ」や公園清掃のボランティア等11団体約390名が活動中。また、障がい者や高齢者などの公園案内をするヒリングガーター(サポートボランティア)が活動中。	今後とも府民のボランティア活動の場・参加の機会を拡大していく必要がある。

	事前評価時点での状況		再評価時点での状況	再々評価時点での状況（変更点）	分析
		備考			
事業効果の分析	費用便益分析	<p>・ B / C = 便益総額 B = 億円 総費用 C = 億円</p>	<p>・ 事前評価時点では費用便益分析の手法が確立されておらず、算出できず。</p> <p>・ B / C = 1.06 便益総額 B = 350.2億円 総費用 C = 331.2億円 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」による。 便益：健康・レクリエーション空間の提供など公園の直接的な利用価値と都市防災、都市環境の維持・改善など公園の間接的な利用価値を便益として計上。 費用：用地費、施設費及び50年間の維持管理費を現在価値化し算出。</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>便益総額 B = 350.2億円 直接利用価値 175.3億円 間接利用価値 174.9億円 総費用 C = 331.2億円 建設費 291.0億円 維持管理費 40.2億円</p>	
	その他の指標（代替指標）		<p>・ H15.3 末現在 開設面積：45.4ha 年間来園者数：約42万人</p>	<p>・ H20.3 末現在 開設面積：62.2ha 年間来園者数：約81万人</p>	開設面積の増加とともに来園者数も増加している
	定性的分析	<p><安全・安心> 自然環境を保全・創出することで都市の大気浄化やヒートアイランド現象の緩和など都市生活者にとって安全・安心につながる。</p> <p><活力> 公園を利用して周辺住民の散歩やジョギングなど個人の体力に応じた運動が可能であり病気の予防や心身を鍛えることができるなど個人の活力につながる。また、広場などの施設整備により地域交流の場となり地域住民のコミュニティ活動が活性化される。</p> <p><快適性> 北地区では10haにおよぶ広大な池と保存された自然の樹林地の中で都市のオアシスとして、また南地区では大芝生広場で家族や友達と遊んだり食事をするなど、「ゆったり・のんびり」と過せて、精神的にリフレッシュできる。</p> <p><その他（レクリエーション機能）> 鴨をはじめ数多くの野鳥のバードウォッチングや自然を利用した環境学習、広場でのアウトドア活動など多様なレクリエーションの場となる。</p>	<p>大阪府地域防災計画において地震等の災害時における自衛隊・消防・警察など応援部隊の活動拠点となる後方支援活動拠点として指定されている。また、枚方市地域防災計画において震災時に火災の延焼拡大によって起こる輻射熱等から市民を守る広域避難地として指定されている。</p> <p>府民との協働による花壇管理の実践で、府民や地域住民の自己実現や社会参加などの活性化が図られており、山田池公園花のクラブなど3団体約70名のボランティアが活動中。また、障がい者・高齢者の公園案内をするヒールアップガイド（サポートボランティア）を養成中。</p> <p>「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者・高齢者をはじめ誰もが利用できるよう公園施設の整備に配慮することにより、来園者が公園を安全かつ快適に利用できる。</p> <p>変更点特になし</p>	<p>変更点特になし</p> <p>山田池公園内の花壇管理を行う「山田池公園花のクラブ」ボランティアや公園清掃ボランティアなど11団体約390名が活動中。また、障がい者や高齢者などの公園案内をするヒールアップガイド（サポートボランティア）が活動中。</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、障がい者・高齢者の移動又は施設の利用上の利便性及び安全性をさらに向上させる必要が生じている。</p> <p>南地区において、芝生広場やパークセンター等を開設し、より多様なレクリエーションの場としての利用が可能となった。</p>	当初予定どおりの効果が発揮されている
自然環境等への影響と対策	広大な池や保全された樹林・竹林などの自然とふれあえる水と緑のオープンスペースとして積極的な創出を図る。	変更点特になし	変更点特になし		
その他特記すべき事項					
前回評価時の意見具申・府の対応方針の概要	<p>【意見具申】</p> <p>【府の対応方針】</p>	<p>【意見具申】「事業継続は妥当」とであると判断する。</p> <p>【府の対応方針】「事業継続」とする。</p>	（前回評価に対する具体的な取組み）		

